

人事委員会年報

令和2年度

岡山市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局	10
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算	12
第2章 事業概要	13
1 任用	13
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件	16
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等	21
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての審査請求	
(3) 苦情相談	
4 職員団体	22
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関	25
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	27

第1章 組織と運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地公法第7条第2項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成21年2月1日に人事委員会を設置した。

(2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。（地公法第9条の2）

任期は4年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職名	氏名	任期
委員長	藤岡 温	平成29年2月1日～令和3年1月31日 令和3年2月1日～令和7年1月31日
委員 (委員長職務代理者)	矢野 有哉	平成28年2月1日～令和2年1月31日 令和2年2月1日～令和6年1月31日
委員	西井 麻美	平成31年2月1日～令和5年1月31日

(3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地公法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分けることができる。

① 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。
- サ 職員の退職管理に関し、監視すること。

② 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

③ 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

令和2年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会 24回 臨時会 9回
議案	104件
報告事項	51件
協議事項	7件

回数	開催期日	議 事
第1回 定例会	R2.4.8	議案 1 採用に係る選考の委任について 報告 1 採用候補者及び昇任候補者の選択結果通知について 2 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 令和2年度の予定について
第1回 臨時会	R2.4.13	議案 1 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 職員団体の登録申請書記載事項の変更について
第2回 定例会	R2.4.30	議案 1 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 労働基準法別表第1の事業区分の決定について 3 宿日直勤務の許可について 4 岡山市教職員組合からの要請書の提出について
第3回 定例会	R2.5.14	議案 1 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考実施通知について 2 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について
第4回 定例会	R2.5.27	議案 1 採用試験の実施の変更について（就職氷河期世代） 2 採用試験の実施の変更について（大学卒業程度、免許資格職） 3 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考実施結果報告について
第5回 定例会	R2.6.10	議案 1 職員採用試験（栄養士）の実施について 2 採用に係る選考の委任について 3 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する報告について 2 令和2年職種別民間給与実態調査について 3 労働時間の適正な把握及び適切な管理の取組状況の報告について
第6回 定例会	R2.6.25	議案 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の実施について

		報告 1 採用選考及び採用試験実施通知、採用選考実施結果報告並びに昇任試験実施通知について
第7回 定例会	R2.7.7	議案 1 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 職員採用選考（保育幼児教育）の実施について 3 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 育休代替任期付職員登録試験の実施について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について
第8回 定例会	R2.7.28	議案 1 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について 3 職員採用試験（中小企業診断士）の実施について 4 勤務条件に関する措置要求について 5 職員団体の登録について 6 人事委員会の業務状況の報告について 報告 1 採用選考実施結果報告について 2 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 3 全国人事委員会連合会総会について 4 人事委員会年報について
第9回 定例会	R2.8.6	議案 1 職員採用試験（大学卒業程度）の第2次試験の合格者決定及び第3次試験の実施について 2 職員採用試験（任期付事務）の実施について 3 職員採用選考（障害者対象）の実施について 4 採用試験の実施の変更について（栄養士） 5 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用試験実施結果報告について 2 採用選考実施通知について 3 令和2年職種別民間給与実態調査について
第2回 臨時会	R2.8.11	議案 1 職員採用試験（就職氷河期世代）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について
第10回 定例会	R2.8.21	議案 1 職員採用試験（免許資格職）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 報告 1 採用選考及び昇任試験実施結果報告について

		協議 1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・人事委員会勧告に向けた今後の協議予定 ・人事管理に関する諸課題 ・(参考資料) 職員給与関係 ・(参考資料) 労働経済関係
第11回 定例会	R2.9.4	議案 1 職員採用選考(保育幼児教育)の実施の変更について 2 職員採用試験(短大・高校卒業程度、学校事務)の実施の変更について 3 勤務条件に関する措置要求について
第12回 定例会	R2.9.9	議案 1 職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用試験(栄養士)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 3 職員採用選考(技能労務職員)の実施について 4 職員採用選考(獣医師)の実施について 協議 1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・人事管理に関する諸課題
第3回 臨時会	R2.9.15	議案 1 勤務条件に関する措置要求について 協議 1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・人事管理に関する諸課題
第4回 臨時会	R2.9.23	議案 1 職員採用試験(就職氷河期世代)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について
第5回 臨時会	R2.10.1	議案 1 採用試験の実施の変更について(民間企業等職務経験者) 2 採用試験の実施の変更について(中小企業診断士) 3 採用候補者名簿の期間延長について 協議 1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・人事管理に関する諸課題
第13回 定例会	R2.10.7	議案 1 職員採用試験(短大・高校卒業程度、学校事務)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 職員採用選考(保育幼児教育)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 3 職員採用選考(任期付保育士)の実施について 4 職員採用試験(大学卒業程度・消防職)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について

		<p>5 勤務条件に関する措置要求について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験実施結果報告及び昇任試験実施通知について</p>
第6回臨時会	R2.10.14	<p>協議</p> <p>1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(参考資料) 民間給与関係 ・(参考資料) 生計費 ・本年の公民較差及び給与改定 ・むすび(本年の給与改定) ・別紙第2 勧告 ・人事管理の諸課題 ・報告(勧告の意義～人事院勧告の概要、おわりに) ・報告及び勧告の概要等 ・委員長談話
第14回定例会	R2.10.21	<p>議案</p> <p>1 職員採用試験(栄養士)の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 消防職員昇任試験(消防司令補、消防士長)の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>3 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考実施結果報告について</p> <p>協議</p> <p>1 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告当日の進行等
第7回臨時会	R2.10.27	<p>議案</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求について</p> <p>報告</p> <p>1 岡山市教職員組合からの申入れについて</p>
第15回定例会	R2.11.5	<p>議案</p> <p>1 職員採用試験(短大・高校卒業程度、学校事務)の第2次試験合格者決定及び第3次試験の実施について</p> <p>2 職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について</p> <p>3 職員採用試験(中小企業診断士)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について</p> <p>4 職員採用試験(任期付事務)の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について</p> <p>5 職員採用選考(技能労務職員)の実施の変更について</p> <p>6 令和2年職員の給与に関する報告について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験実施結果報告について</p> <p>2 採用候補者選択結果通知について</p>

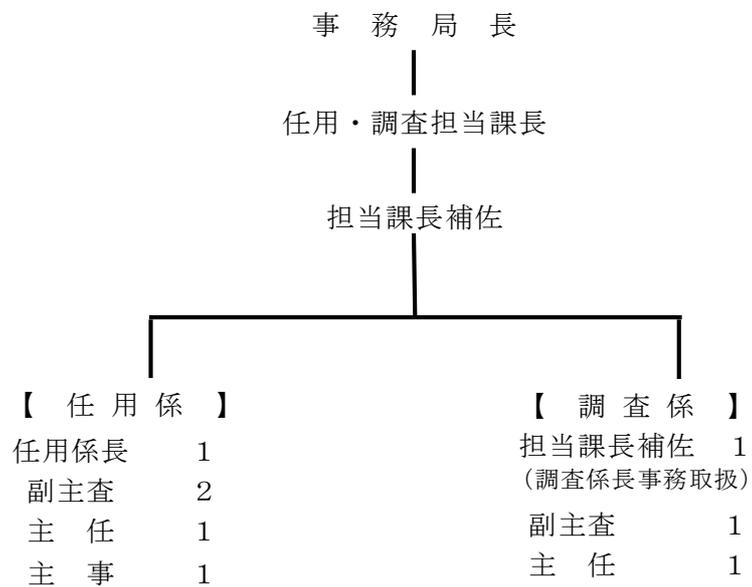
		協議 <ol style="list-style-type: none"> 令和2年職員の給与に関する報告について <ul style="list-style-type: none"> (参考資料) 民間給与関係 本年の公民較差及びその他給与に関する諸課題 報告当日の進行等
第8回臨時会	R2.11.18	議案 <ol style="list-style-type: none"> 職員採用選考（保育幼児教育）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 職員採用選考（障害者対象）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 勤務条件に関する措置要求について 職員団体の登録について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 採用選考実施通知について 本年の人事委員会勧告及び勧告後の確定交渉の結果等について 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
第16回定例会	R2.11.25	議案 <ol style="list-style-type: none"> 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 条例案に対する意見について
第17回定例会	R2.12.2	議案 <ol style="list-style-type: none"> 職員採用試験（任期付事務）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 職員採用選考（技能労務職員）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 消防職員採用試験（短大・高校卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 勤務条件に関する措置要求について
第18回定例会	R2.12.22	議案 <ol style="list-style-type: none"> 職員採用選考（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 職員採用試験（中小企業診断士）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 職員採用選考（障害者対象）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 職員採用選考（任期付保育士）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 勤務条件に関する措置要求について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 採用選考及び昇任試験実施結果報告について 公文書の開示請求について

第 19 回 定例会	R3. 1. 15	議案 <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用選考（獣医師）の実施について 2 選考によって採用することができる職について（平成 21 年市人事委員会規程第 1 号）の一部改正について 3 採用に係る選考の委任について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者選択結果通知について
第 20 回 定例会	R3. 1. 26	議案 <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用選考（技能労務職員）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用選考（任期付保育士）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 消防職員昇任試験（消防司令）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 4 勤務条件に関する措置要求について
第 21 回 定例会	R3. 2. 1	議案 <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選任について 2 委員長職務代理者の指定について 3 条例案に対する意見について 4 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考実施通知について
第 22 回 定例会	R3. 2. 24	議案 <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 3 年度職員採用試験実施日程の公表について 2 条例案に対する意見について 3 勤務条件に関する措置要求について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 職場環境等実態調査について
第 9 回 臨時会	R3. 3. 5	議案 <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 3 年度職員採用試験実施日程について 2 採用に係る選考の委任について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 8 条関係） 4 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 9 条関係） 5 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 27 条関係） 6 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 29 条関係） 7 勤務条件に関する措置要求について 報告 <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考実施結果報告について

<p>第 23 回 定例会</p>	<p>R3.3.12</p>	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 2 採用に係る選考の委任について 3 職員採用試験及び採用選考の実施について（大学卒業程度、免許資格職） 4 職員採用試験の実施について（就職氷河期世代） 5 規則の制定、改廃に関する協議について 6 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 11 条関係） 7 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 29 条関係） <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考実施通知について 2 労働時間の適正な把握及び適切な管理の取組状況の報告について
<p>第 24 回 定例会</p>	<p>R3.3.31</p>	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規則の制定、改廃に関する協議について 2 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について（第 9 条関係） 5 岡山市特定事業主行動計画の改定について 6 勤務条件に関する措置要求について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 3 年 4 月 1 日付け人事異動及び機構改革について 2 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 3 職員の処分に関する書類の提出等について 4 職員採用試験（就職氷河期世代）及び採用選考（獣医師）の受験案内の変更について 5 自治労岡山県本部からの申入れについて 6 労働時間の適正な把握及び適切な管理について 7 令和 3 年度当初予算について

2 事務局

(1) 組織



(2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人

人事委員会事務局の職員現員 11人

(3) 所掌事務

① 任用係

事 項

- 1 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- 2 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 3 人事記録の管理に関すること。
- 4 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- 5 公印の管理に関すること。
- 6 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- 7 事務局の予算，決算その他庶務に関すること。
- 8 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- 9 事務局に係る危機管理に関すること。
- 10 局内他係の主管に属しないこと。

② 調査係

事 項

- 1 人事委員会の会議及び議事に関すること。
- 2 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する
こと。
- 3 人事に関する統計報告に関すること。
- 4 人事評価，給与，勤務時間その他の勤務条件，研修等に関する調査研究に関する
こと。
- 5 給与，勤務時間その他の勤務条件等に関する報告及び勧告に関すること。
- 6 給与の支払の監理に関すること。
- 7 勤務条件の措置要求に関すること。
- 8 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 9 職員の苦情処理に関すること。
- 10 管理職員等の範囲に関すること。
- 11 職員団体の登録に関すること。
- 12 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 13 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分について
の調査審議に関すること。
- 14 職員の退職管理に関すること。

3 予算

令和2年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当初予算額 ()は前年度	説 明
人事委員会運営事務費	117,672 (109,045)	
報酬	4,269 (4,269)	報酬月額 委員長：1,689 (月額：140.7) 委員：2,540 (月額：105.8) 嘱託：40
給料	44,760 (44,144)	一般職 11人
職員手当等	37,579 (32,699)	
共済費	15,761 (15,373)	
旅費	1,658 (1,675)	
需用費	1,700 (1,917)	
役務費	872 (885)	
委託料	7,731 (5,319)	職員採用関係
使用料及び 賃借料	793 (717)	
負担金補助 及び交付金	2,549 (2,047)	全人連分担金 157 大人連分担金 80 日本人事試験研究センター負担金 2,200 各種研修受講負担金 112

第2章 事業概要

1 任用

(1) 採用

① 採用試験

職員の採用については、地公法第17条の2第1項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

令和2年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数(人)	競争率(倍)
就職氷河期 世代	事務	6人程度	1,465	1,072	8	134.0
大学卒業 程度	事務一般枠	38人程度	338	193	44	4.4
	事務特別枠	10人程度	339	288	10	28.8
	社会福祉	2人程度	18	14	1	14.0
	農業土木	3人程度	7	4	2	2.0
	土木	9人程度	16	11	6	1.8
	造園	1人程度	2	1	1	1.0
	建築	4人程度	13	11	5	2.2
	機械	3人程度	17	13	3	4.3
	電気	4人程度	12	7	4	1.8
	化学	1人程度	21	13	1	13.0
	農芸化学・ 水産・畜産	1人程度	6	4	1	4.0
	計	76人程度	789	559	78	7.2
職務経験者 民間企業等	土木	2人程度	6	6	3	2.0
	建築	2人程度	3	3	2	1.5
	電気	2人程度	3	3	1	3.0
	計	6人程度	12	12	6	2.0
卒業程度 短大・高校	事務	2人程度	45	36	2	18.0
	土木	2人程度	8	7	3	2.3
	計	4人程度	53	43	5	8.6
学校事務	学校事務A	4人程度	167	92	4	23.0
	学校事務B	1人程度	7	5	1	5.0
	計	5人程度	174	97	5	19.4

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
免許 資格職	薬剤師	若干名	4	4	1	4.0
	保健師	10人程度	30	28	13	2.2
	栄養士	若干名	71	59	1	59.0
	中小企業診断士	若干名	4	3	2	1.5
任期付	事務	16人程度	105	83	16	5.2

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	大学卒業程度	11人程度	82	70	11	6.4
	短大・高校卒業程度	2人程度	61	56	5	11.2

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第13条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、地公法第8条第3項の規定に基づき、人事委員会規則の定めるところにより任命権者に委任している。なお、令和2年度に実施した採用選考（非常勤職員に係るものを除く。）は、次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師(1回目)	若干名	4	2	0	-
獣医師(2回目)	若干名	2	0	0	-
獣医師(3回目)	若干名	1	1	1	1.0
保育幼児教育※1	28人程度	134	126	30	4.2
障害者(事務)	2人程度	23	21	1	10.5
障害者(学校事務)	1人程度			1	
環境整備員等	5人程度	50	44	5	8.8
給食調理員	5人程度	20	18	5	3.6
用務員	1人程度	18	16	1	16.0
任期付(保育士)	25人程度	43	42	28	1.5

※1 教育委員会事務局学校教育部教職員課と共同実施

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
回轉翼航空機操縦士※1	若干名	29	27	2	13.5
司書※2	2人程度	61	48	2	24.0
学芸員※2	1人	4	4	1	4.0

※1 消防局消防総務部消防企画総務課で実施

※2 教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課で実施

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
局長（1,1）、課長（1,1）、課長代理（1,1）、課長補佐（2,2）、副主査（3,3）、主任（1,1）、任期付職員 保健師・助産師・看護師（12,6）、育児休業代替任期付職員 保健師（1,1）、育児休業代替任期付職員 心理判定員（2,2）

(2) 昇任

職員の昇任については、地公法第21条の3の規定により、原則として任命権者が受験成績、人物評価その他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、人事委員会規則で定める職に昇任させる場合は、当該職について昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考によることとなっており、昇任試験を実施する職については、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

令和2年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分	昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)	
消防士	消防司令	11	26	26	11	2.4
	消防司令補	14	117	117	14	8.4
	消防士長	24	158	157	24	6.5

（消防局で一部実施）

2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、令和2年10月27日及び11月9日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

令和2年10月27日

本年の給与勧告のポイント

- 1 特別給（期末手当・勤勉手当）の0.05月分引下げ（現行4.50月分→4.45月分）
- 2 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 特別給の改定等

(1) 民間給与の調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内332の民間事業所から127事業所を無作為抽出。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給等に関する調査を実地によらない方法で先行実施（調査完了率86.5%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

（特別給）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の支給月数を比較

民間の支給割合	職員の支給月数
4.44月分	4.50月分

(2) 特別給の改定の内容と考え方

民間の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ期末手当の支給月数に反映

（一般職員の場合）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
令和3年度 以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

改正条例の公布の日

(3) 月例給

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較し、必要な報告・勧告を予定

公民給与比較対象職員…現行給与 393,529円 平均年齢 44.8歳〔対前年 △112円、△0.1歳〕

<参考>

- ① 特別給の改定に伴う事務職員及び技術職員（新規学卒の採用者を除く。）の平均年間給与

現行の平均年間給与 (A)	改定後の平均年間給与 (B)	増減額(C)=(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100
6,481 千円	6,462 千円	△20 千円	△0.31%

※千円未満は四捨五入。

(平均年齢 44.8 歳)

- ② 改定に伴う所要額（企業職員、技能労務職員、小・中学校の教職員等を除く 4,353 人の 4 月分給与から試算）
△約 8 千万円

3 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

新型コロナウイルス感染予防の観点からの対策を講じたうえで、時宜にかなう取組により、岡山市で働くことの魅力ややりがいを積極的に発信し、多様で有為な人材確保のための取組を着実に進めていくことが必要

人材育成については、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させていくことで、組織全体で人材を育成することが必要

人事評価制度については、引き続き、地方公務員法の趣旨を踏まえた運用が必要

公務員倫理の確保については、職員は、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、公務に全力を尽くすことが必要

(2) 女性職員の活躍推進

女性職員のキャリアアップへの不安緩和と意欲向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が必要。性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本に、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を発揮することができるよう、長期的な視点に立って、総合的な取組を推進していくことが必要

(3) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度の周知、職員が個々の事情やライフステージに応じて円滑かつ適切に制度を活用することができるような環境の醸成など、性別にかかわらず仕事と家庭を両立して活躍できるための職場環境づくりに継続して取り組むことが必要

働き方改革については、今般のコロナ禍と言われる状況により、その重要性が一層高まっている。今回の状況も踏まえながら、業務の見直しやICTの活用、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備など様々な取組を積極的に進め、ワーク・ライフ・バランスの実現等に努めていくことが必要

(4) 長時間労働の是正

管理職員が、職員の勤務実態を適切に把握し業務の効率化・業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務執行に努めることが重要。任命権者は、引き続きこれらの重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適正な配置を行いながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要

(5) 職員の健康の保持と職場環境の整備

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている状況において、職員が安全かつ安心して働くことのできる環境づくりや職員への健康管理上の配慮等を行うことが必要

メンタルヘルス対策については、セルフケア・ラインケアに関する意識の向上、相談窓口の周知等を行い、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携して総合的な対策をより一層推進していくことが必要

ハラスメント対策については、パワーハラスメント防止措置が事業主に義務付けられたこと等も踏まえ、ハラスメントを許さない職場づくりの推進や実効性のある取組を継続していくことが必要

(6) 高齢期の雇用問題

多様な行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。引き続き、再任用制度を適切に運用することが必要。

定年を引き上げるにあたっては、環境整備や人事管理などの検討が必要となることから、引き続き国等の動向を注視していくことが必要

(7) 多様な雇用形態の職員

本年4月から導入された会計年度任用職員制度については、本制度が適正かつ円滑に運用されるよう、引き続き適切に対応していくことが必要

全ての職員それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要

〔職員の給与に関する報告の概要〕

令和2年11月9日

報告のポイント

○ 月例給の改定なし

職員給与が民間給与を176円(0.04%)上回っているが、この較差が極めて小さく、おおむね均衡していることから、改定なし

1 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内332の民間事業所から127事業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等を調査(調査完了率84.1%)

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(月例給)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B)] / (B) × 100]
393,353円	393,529円	△176円 (△0.04%)

(職員の平均年齢 44.8歳)

2 改定方針

本年の公民給与較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当

3 その他給与に関する諸課題

(1) 高齢層職員の給与制度のあり方

昇給制度については、他都市の動向も注視しつつ、定年引上げに向けた国の動向や本市の実態等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していくことが必要

(2) その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて検討していくことが必要

<参考>

① 特別給の改定（令和2年10月27日勧告）

民間の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

② 過去の給与勧告等の状況

年	月例給 (公民給与の較差)	特別給		平均年間給与 (公民給与比較対象職員)	
		年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成21年	△4,972円 (△1.23%)	4.15月	△0.35月	△211千円	△3.4%
平成22年	368円 (0.09%)	3.95月	△0.20月	△80千円	△1.2%
平成23年	△519円 (△0.13%)	3.95月	—	△8.5千円	△0.13%
平成24年	△367円 (△0.09%)	3.95月	—	△5.9千円	△0.09%
平成25年	※ 78円 (0.02%)	3.95月	—	—	—
平成26年	1,332円 (0.33%)	4.10月	0.15月	80千円	1.26%
平成27年	914円 (0.23%)	4.20月	0.10月	54千円	0.84%
平成28年	※ 195円 (0.05%)	4.30月	0.10月	39千円	0.61%
平成29年	439円 (0.11%)	4.40月	0.10月	46千円	0.71%
平成30年	345円 (0.09%)	4.45月	0.05月	24千円	0.38%
令和元年	※ 36円 (0.01%)	4.50月	0.05月	19千円	0.29%
令和2年	※ △176円 (△0.04%)	4.45月	△0.05月	△20千円	△0.31%

(注) 1. 公民給与の較差欄の※については、給料表の改定勧告を行っていない。

2. 平成22年の月例給については、民間給与との較差を考慮しつつ、職務給の原則を踏まえた適切な給与制度に向けた見直しを図ることを要請。

3. 特別給の年間支給月数は、改定後の月数である。

4. 平成21年の平均年間給与は、全職員による試算値である。

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

令和2年度において、本委員会が意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条 例 名	意 見
R2. 11. 25	岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の修学部分休業に関する条例及び岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	異議なし
R3. 2. 15	岡山市職員の給与に関する条例等(第3条から第6条(附則のうち、第3条から第6条に関する規定を含む。))を除く。)	適当である
	岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
R3. 2. 15	岡山市職員厚友会条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし

(3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)及び岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例(以下「教育職員給与条例」という。)に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。(給与条例第24条、教育職員給与条例第14条)

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

令和2年度において、本委員会に、市長又は教育委員会から協議された規則案は次のとおりである。

協議 年月日	規 則 名	意 見
R3. 3. 12	岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例施行規則	異議なし
R3. 3. 31	岡山市職員の給与に関する条例施行規則	異議なし

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

令和2年度における勤務条件に関する措置要求の状況は、次のとおりである。

事案名	要求事項	要求年月日	審理状況
令和2年(措)第1号事案	時間外・休日勤務の不払い手当の追給、勤務時間の適正な把握等	R2.4.6	係属中

(2) 不利益処分についての審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。(地公法第49条の2)

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

令和2年度における不利益処分についての審査請求の事案はなかった。

(3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっせんを行うものである。

令和2年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
1		1				1	3

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内
岡山市教職員組合	岡山市中区西川原255番地
岡山市園務員職員組合	岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 3F

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。岡山市職員の管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(令和3年3月31日現在)

機 関		職	
議会事務局		局長 次長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 係長 (秘書係及び庶務係に属する者に限る。)	
市 長 部 局	本庁	共通	理事 局長 会計管理者 担当局長 副局長 参与 室長 次長 部長 担当部長 参事 参事監 課長 担当課長 所長 (係長相当職 を除く。) 館長 主幹 課長代理 所長代理 専門監 課長補佐 担当課長補佐 所長補佐 室長補佐 館長補佐 副専門監 副主幹
		秘書課	主査, 副主査及び主任 主事 (市長及び副市長の秘書業務を担当する 者に限る。)
		政策企画課	主査, 副主査, 主任及び主事 (政策調整を担当 する者に限る。)
		事業政策課	主査, 副主査, 主任及び主事 (政策調整を担当 する者に限る。)
		行政改革推進室	主査, 副主査及び主任 主事 (企画立案に関する事務を行う者に限 る。)

	総務法制企画課	主査，副主査，主任及び主事(例規審査を担当する者に限る。)
	庁舎管理課	主査(庁舎管理を担当する者に限る。)
	人事課	係長，主査，副主査，主任及び主事(組織企画係及び人事係に属する者に限る。)
	給与課	係長(労務係及び給与係に属する者に限る。) 主査，副主査，主任及び主事(労務係に属する者に限る。)
	財政課	主査，副主査及び主任 主事(企画立案に関する事務を行う者に限る。)
出 先 機 関	東京事務所	所長 所長代理 所長補佐
	区役所	区長 区長代理 参事 参事監 課長 分室長 担当課長 課長代理 主幹 担当主幹 課長補佐 室長 分室長補佐 副主幹 総務・地域振興課の係長(庁舎管理を担当する者に限る。)
	支所	支所長 支所長代理 課長 主幹 副主幹
	地域センター	所長 所長補佐 副主幹
	人権啓発センター	所長
	男女共同参画社会推進センター	館長
	男女共同参画相談支援センター	所長
	福祉文化会館	館長 館長補佐 副主幹
	福祉事務所	所長 所長代理 主幹 所長補佐 副主幹
	善隣館	館長
	保育園	保育園長
	認定こども園	園長
	こども総合相談所	所長 所長代理 専門監 課長 相談課長 措置課長 副主幹
	友楽園	園長 園長補佐
保健所	所長 参事 課長 担当課長 課長代理 専門監 課長補佐 所長補佐 副主幹	

教 育 委 員 会	事務局		教育次長 次長 部長 参事 参事監 課長 担当課長 所長 課長代理 専門監 主幹 課長補佐 所長補佐 室長 室長補佐 副専 門監 副主幹 教育企画総務課の担当係長、 主査，副主査，主任及び主事（人事事務に従 事する者に限る。） 教職員課の係長，主査， 管理主査，副主査，管理副主査，主任及び主 事 教育給与課の係長（給与係に属する者に 限る。） 教育給与課給与係の主査，副主査， 主任及び主事（労務を担当する者に限る。）	
	学校以外 の教育機 関	教育研究研修センター	所長 所長補佐 副主幹	
		学校給食センター	所長 所長補佐	
		中央図書館	館長 館長補佐 副主幹	
		視聴覚ライブラリ ー	館長 館長補佐	
		埋蔵文化財センタ ー	所長	
		オリエント美術館	館長 館長補佐	
	学校	幼稚園	園長 園長代理	
		小学校	校長 副校長 教頭 主幹	
		中学校	校長 副校長 教頭 主幹	
		高等学校	校長 副校長 事務長 教頭 事務長補佐	
	選挙管理委員会事務局			局長 参事監 担当課長 担当課長補佐
	人事委員会事務局			担当局長 事務局長 担当課長 担当課長補 佐 副主幹 係長
	監査事務局			局長 担当課長 担当課長補佐 副主幹
農業委員会事務局			担当局長 事務局長 参事監 担当課長 専 門監 担当課長補佐	

5 労働基準監督機関

(1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	人事課人材育成室、岡山シティミュージアム、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、教育相談室、適応指導教室、教育研究研修センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B & G海洋センター、西大寺緑花公園緑の図書室
	別表第1の各号に属さない事業	本庁の各事務部局(出先機関及び第1号から第15号の事業所を除く)、東京事務所、市税事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、男女共同参画相談支援センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、土木農林分室、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所(保護課を除く)、福祉事務所、環境事業課(各区ごみ対策班)、西部幹線道路建設課、東部幹線道路建設課、道路予防保全課、美作岡山道路建設事務所、市場事業部、消防本署、消防分署、消防出張所、消防局航空隊、公民館振興室
労働基準監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、水道局お客様センター、水道局給水課、水道局施設整備課、水道局管路整備課、水道局浄水課、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道河川局本庁、下水道河川局下水道施設管理課(下水処理場)、下水道事務所
	第3号 土木・建築業	維持管理センター
	第13号 保健・衛生業	福祉交流プラザ、地域ケア総合推進センター、老人ホーム、善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護

労働 基準 監督署		課、発達障害者支援センター、こころの健康センター、保健所、保健センター、瀬戸町健康福祉の館、食肉衛生検査所
	第14号 娯楽・接客業	岡山ドーム管理事務所
	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、岡南環境センター、当新田環境センター、一宮浄化センター

※ 市場事業部の労働基準法別表第1の事業区分は、各号に属さない、その他の事業であるが、条例により地方公営企業法が適用されるため、労働基準監督署が職権行使を行う。

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として令和2年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項目	件数
解雇予告除外認定	0
時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	244
断続的な宿日直勤務の許可	2
健康診断結果報告書の受理	3
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	3
産業医選任報告書の受理	0
総括安全衛生管理者選任報告書の受理	1
安全管理者選任報告書の受理	0
衛生管理者選任報告書の受理	4
クレーン設置報告書の受理	0
事故報告書の受理	0
死傷病報告書の受理	9

6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。(地公法第8条第5項)

令和2年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	制定 改廃	概 要
令和3年 第1号	R 3. 2. 1 (R 3. 4. 1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部 改正	岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う昇格時号給対応表の一部改正
令和3年 第2号	R 3. 3.31 (R 3. 4. 1)	管理職員等の範囲を定める規則	一部 改正	人事異動に伴う改正
令和3年 第3号	R 3. 3.31 (R 3. 4. 1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部 改正	岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う基準職務表等の一部改正、休職期間等調整換算表の一部改正、並びに人事異動等に伴う改正

人事委員会年報（令和2年度）

◎発行年月 令和3年7月
◎編集・発行 岡山市人事委員会事務局
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL 086-803-1555